

徳島県情報公開審査会答申第121号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成23年8月25日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1999年5月24日付けで港湾課から〇〇〇〇〇〇〇宛にファクシミリにて送付された『〇〇港水域占用（釣りはしけ）希望案件について〈管理係・埋立審査係見解〉』と同様のものが鳴門土木事務所にも送付されていると思はれるのでその文書の開示を求める。」との公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成23年9月8日、実施機関は、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成23年9月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成23年9月30日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成23年9月8日付け東土第50988号により異議申立人に対して行った「公文書公開請求拒否決定通知書を取り消す」との決定を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件請求に係る文書は、異議申立人らが、〇〇港港湾区域内での台船停泊について、平成11年4月に港湾課で事前協議した内容を示す文書で、徳島県からファクシミリで送信されたものであり、その内容は、台船停泊の許認可について、当時の港湾課長が求めた条件を示したものである。平成11年度に港湾課で協議がなされた確認をとることが目的である。
- (2) 平成11年に許認可について事前に協議したことは、平成19年6月29日個人情報開示決定通知書「鳴土第159号」により明らかになっている。
- (3) 異議申立人は、平成19年6月29日以後に鳴門土木事務所主幹を訪問して、ファクシミリで送信された文書の所在の確認をしている。主幹は手元にありましたかと言って、互いに書類の確認をとった。意見書に添付している「〇〇港での釣り堀設置について（〇〇〇案件）」、「〇〇港水域占用（釣りはしけ）希望案件について〈管理係・埋立審査係見解〉」、「〇〇港での釣り堀（ポンツーン）設置について」及びその他1枚計4枚は、主幹が所持していた文書6枚中4枚のコピーをもらったものである。
- (4) 徳島県港湾課に、平成11年台船停泊のための事前協議の記録として、本件請求の書類は存在している。
- (5) 異議申立書に添付している「〇〇港水域占用（釣りはしけ）希望案件について〈管理係・埋立審査係見解〉」（以下「文書1」という。）、「〇〇港での釣り堀（ポンツーン）設置について」（以下「文書2」という。）及び「釣りはしけ設置計画位置図」（以下「文書3」という。）について、書類の存在すら知らなかったが、平成19年に港湾課等と情報公開の話をする中で、こういう書類の存在を知ったので、手持ちの書類を探索して見つけた。印字により、〇〇〇〇からファクシミリで送信された書類と思われるが、いつ送られたかは明確な記憶はない。「1999.5.24」という印字があることから、その日付以前に港湾課で作成されていたであろうと思う。
- (6) 本件請求では、平成19年に鳴門土木事務所主幹が保有していたものを求めているのではなく、1999年5月24日以前に存在した文書であり、1999年5月24日付けで港湾課から〇〇〇〇〇〇宛にファクシミリにて送付され、鳴門土木事務所に送付された文書の公開を求めている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による理由説明を要約す

ると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 異議申立人の主張について

今回の異議申立人の主張は、実施機関が「本件請求に係る公文書を保有していないため本件処分を行ったこと」に対し、「請求した書類は存在する。」というものであり、その根拠として、次の3点を挙げている。

- (1) 個人情報開示決定処分（平成19年6月29日付け鳴土第159号）で開示された文書（平成19年5月29日、異議申立人と徳島県職員との協議記録）により明らかである。
- (2) 平成19年6月29日以後に、鳴門土木事務所の主幹との間で、ファクシミリの書類を互いに確認した。
- (3) 今回の異議申立書に、当該書類の写しを添付している。
 - (ア) ○○港水域占用（釣りはしけ）希望案件について〈管理係・埋立審査係見解〉
 - (イ) ○○港での釣り堀（ポンツーン）設置について
 - (ウ) 上記（イ）の別図（釣りはしけ設置計画位置図）

異議申立人は、上記(1)及び(2)より、平成19年5月29日当時、鳴門土木事務所主幹が上記(3)の書類を保有しており、これが「平成11年5月24日付けで港湾課から○○○○○○宛にファクシミリ送信された文書」であるとして、ファクシミリ送信したこれらの文書を実施機関が保有しているはずであると主張していると思われる。

2 処分の正当性について

異議申立人からの本件請求に対し、東部県土整備局鳴門庁舎（旧鳴門土木事務所）及び港湾空港課（旧港湾課）において、該当する文書を探した結果、文書1、文書2及び文書3と同様の3点の文書について、確かに、東部県土整備局鳴門庁舎及び港湾空港課の双方で保有している。

しかしながら、これらの文書は、異議申立人が提起した2件の訴訟（平成○年（行ウ）第○号審査基準開示請求事件、平成○年（行ウ）第○号公文書非開示処分取消請求事件）において、原告である異議申立人が証拠資料として提出したもので、さらに、平成20年12月15日付け（翌日受理）で異議申立人から実施機関に提出された「補正書」などにも添付されていたが、いずれも異議申立人から提出された文書を実施機関が取得し、保有するに至ったものである。

また、たとえ異議申立人を通じて入手した文書であっても、明らかにこれらの文書が、「平成11年5月24日付けで港湾課から○○○○○○宛にファクシミリ送信された文書」であるなら、当然に開示すべきであると考えているが、次の理由により、そのように判断することはできない。

① ファクシミリの受信においては、通常は「発信元」が表示されるものである。文書3からは、「FROM ○○○○○○○」との表示も確認できることから、○○○○○○は受信先ではなく、発信元と考えられる。

② 文書1に記載のある「埋立審査係」は、平成11年度には存在せず、平成12年4月に港湾課内に新設された係であることから、文書作成時期が平成12年4月以降であり、当該文書は平成11年5月には存在していないと考えられる。

以上、実施機関は、異議申立人を通じて入手した以外には、請求のあった公文書を保有しておらず、異議申立人を通じて入手した文書についても、「平成11年5月24日付けで港湾課から○○○○○○宛にファクシミリ送信された文書」と判断できるものではないことから、公開請求拒否とした本件処分は、極めて適正なものであったと考えている。

3 実施機関が保有する他の文書について

港湾空港課及び東部県土整備局鳴門庁舎は、他に、以下の3文書を保有する。

(1) 文書1と同一の内容で「1999. 5. 24 12:44 FROM ○○○○○○○」の印字が無い文書（以下「文書①」という。）

文書①中の「埋立審査係」が平成12年4月に新設された係であることから、この文書が平成11年5月に作成された訳がなく、平成11年5月24日に港湾課から○○○○○○宛に送信した事実はなかったと考えている。当時の港湾課管理係職員に確認したところ、文書①は平成12年度に管理係と埋立審査係が共同で作成した文書である。

(2) 文書2と同一の内容で「1999. 5. 24 12:44 FROM ○○○○○○○」の印字が無い文書（以下「文書②」という。）

当時の港湾課管理係職員に確認したところ、港湾課で作成したという記憶はなく、港湾課において作成・取得についての記録が存在しないことから、作成・取得時期やその経緯も不明であるが、作成に当たっては、当時の鳴門土木事務所が携わった可能性はある。

(3) 「1999. 5. 24 12:45 FROM ○○○○○○○」の印字が無く、文書3に記載されている区域よりさらに広域の図面であって、手書きで加筆されている部分の記載が無い文書（以下「文書③」という。）

当時の港湾課管理係職員に確認したところ、港湾課で作成したという記憶はなく、港湾課において作成・取得についての記録が存在しないことから、作成・取得時期やその経緯も不明であるが、作成に当たっては、当時の鳴門土木事務所が携わった可能性はある。

上記文書①、文書②及び文書③を○○○○○○宛ファクシミリで送信したという記録は、ファクシミリの送信票や担当者のメモ、備忘録を含め、残っている書類からは一切確認されないのので、おそらく送ったことはないとする。また、異議申立人又

は〇〇〇〇〇〇〇に文書①，文書②及び文書③を渡したという記録もない。

文書の内容からすると，当該文書の発出等を行うための立案文書や決裁欄を設けて組織内で供覧した形跡も見受けられないことから，内容整理を目的としたメモ書きであると推測される。

第5 審査会の判断

当審査会は，本件事案について審査した結果，次のとおり判断する。

1 異議申立人が異議申立書及び意見書に添付した書類について

異議申立人は異議申立書及び意見書に文書1，文書2及び文書3の3枚の書類を添付している。

文書1及び文書2には「1999. 5. 24 12:44 FROM 〇〇〇〇〇〇〇〇」，文書3には「1999. 5. 24 12:45 FROM 〇〇〇〇〇〇〇〇」と印字されており，それ以外の日付は付されていない。

異議申立人は，文書1，文書2及び文書3について，その取得年月日は記憶に定かでないが，当該文書の印字により，1999年5月24日に〇〇〇〇〇〇〇〇から異議申立人にファクシミリで送信されたものであり，また，同日，港湾課から〇〇〇〇〇〇〇〇宛にファクシミリにて送信された文書であると主張する。

2 本件請求対象公文書について

本件請求対象公文書は，異議申立人の主張によると，「1999年5月24日以前に実施機関が保有していた文書で，港湾課から〇〇〇〇〇〇〇〇宛にファクシミリで送信され，また，鳴門土木事務所に送付された，文書1，文書2及び文書3と同様の文書」であることから，当該文書の存否を以下検討する。

3 本件請求対象公文書の存否について

(1) 実施機関は，文書①，文書②及び文書③について，保有する。

審査会事務局に確認させたところ，「埋立審査係」は，実施機関が主張するように平成12年4月に港湾課に新設された係であり，平成11年5月には存在しない。

そうすると，文書①は，平成12年4月以降に作成された文書であり，本件請求対象公文書ではないという実施機関の主張は，不合理なものではない。

また，文書②については，当時の港湾課管理係職員に確認したが港湾課で作成したという記憶はなく，取得についての記録がないことから，取得時期や取得経緯も不明である。しかしながら，港湾課から1999年5月24日にファクシミリにて〇〇〇〇〇〇〇〇に送信したという記録も残っていないことから，本件請求対象公文書とは特定できないという実施機関の主張は，不合理とまではいえない。

文書③については，当審査会において見分したところ，類似のものではあるが，明らかに文書3とは相違するものであることから，本件請求対象公文書ではないと

いう実施機関の主張は、不合理なものではない。

- (2) 実施機関は、異議申立人が提起した2件の訴訟（平成〇年（行ウ）第〇号審査基準開示請求事件，平成〇年（行ウ）第〇号公文書非開示処分取消請求事件）において、原告である異議申立人が証拠資料として提出したもの及び平成20年12月15日付け（翌日受理）で異議申立人から実施機関に提出された「補正書」などに添付されていた文書1，文書2及び文書3について、保有する。しかしながら、当該文書は、実施機関が早くとも平成20年12月15日以降に取得した文書であり、「1999年5月24日以前に実施機関が保有していた文書」ではないことから、本件請求対象公文書には当たらない。
- (3) 異議申立人は、「平成19年に、当時の鳴門土木事務所主幹が所持していた文書のコピーをもらって、互いに書類の確認をとった。」と主張し、その写しを意見書に添付している。写し4枚のうち2枚は、文書①及び文書②であった。しかし、平成19年に鳴門土木事務所に文書①及び文書②が存在していたとしても、1999年5月24日に港湾課から〇〇〇〇〇〇宛に文書①及び文書②がファクシミリで送信されたとの根拠には成り得ない。
- (4) 当該主張のほかに、本件請求対象公文書の存在の根拠について異議申立人は具体的な主張をしておらず、その存在を推測させる特別の事情も認められない。
したがって、「請求対象公文書が存在しない。」との実施機関の主張は是認できる。

以上のとおり、実施機関が本件請求に係る公文書が存在しないとして行った本件処分は妥当であると判断される。

4 異議申立人のその他の主張について

当審査会は、不服申立事案について条例に基づき適正に情報公開決定処分がなされているかどうかを審査する機関であることから、異議申立人が、本件事案に関連して水域占用許可処分の経緯、見解等について種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成23年 9月30日	諮問
11月 4日	実施機関からの理由説明書を受理
12月 7日	異議申立人からの意見書を受理
平成24年 1月19日	審議（第95回審査会）
2月22日	異議申立人からの口頭意見陳述，実施機関からの口頭理由説明，審議（第96回審査会）
3月14日	審議（第97回審査会）
4月19日	審議（第98回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
井関 佳穂理	公認会計士, 税理士	
上原 克之	徳島大学総合科学部准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者
古本 奈奈代	徳島文理大学人間生活学部教授	
松尾 博	元徳島新聞社相談役・論説委員長	会長

(五十音順)